



■日本年金機構から公表された 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者認定要件変更 の案内とQ&A

◆被扶養者認定における年間収入要件の変更

令和 7 年度税制改正において、19 歳以上 23 歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直し等が行われました。これを踏まえ、扶養認定を受ける者（被保険者の配偶者を除く）が 19 歳以上 23 歳未満である場合の年間収入要件の取扱いが変わり、日本年金機構のホームページでは、変更内容の案内や Q & A を公表しています。

◆19 歳以上 23 歳未満の年間収入要件が「150 万円未満」に

扶養認定日が令和 7 年 10 月 1 日以降で、扶養認定を受ける者が 19 歳以上 23 歳未満の場合は、現行の要件である「年間収入 130 万円未満」が「年間収入 150 万円未満」に変更になります。「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

年齢要件（19 歳以上 23 歳未満）は、扶養認定日が属する年の 12 月 31 日時点の年齢で判定されます。

◆Q & A

日本年金機構の Q & A では、以下のようなことが示されています。

- ・あくまで年齢によって判断され、学生であることの要件は求めない。
- ・年間収入が 150 万円未満かどうかの判定は、従来と同様の年間収入の考え方により判定される。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後 1 年間の収入を見込むこととなる。
- ・令和 7 年 10 月 1 日以降の届出で、令和 7 年 10 月 1 日より前の期間について認定する場合、19 歳以上 23 歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は 130 万円未満で判定する。

同内容は従業員への周知も必要になりますので、よく確認しておきましょう。

【日本年金機構「19 歳以上 23 歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります」】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetsu/2025/202508/0819.html>

TOPICS

■最低賃金引上げに向けた環境整備のため「業務改善助成金」が拡充されます！

令和 7 年 9 月 5 日までに、最低賃金について、すべての都道府県の地方最低賃金審議会で答申が取りまとめられ、それらの結果、初めて全都道府県で 1,000 円を超え、全国加重平均は 1,121 円となりました（現在の 1,055 円から過去最大の 66 円引上げ）。厚生労働省は、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者に対する支援策として、9 月 5 日から「業務改善助成金」の拡充を行うことを発表しました。

◆業務改善助成金とは

生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額（各コースに定める金額）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。

◆拡充内容 1: 申請可能な事業所が拡大

従来、事業場内最低賃金と改定前の地域別最低賃金の差額が 50 円以内の事業所が対象であったところを、事業場内最低賃金が「改定後の地域別最低賃金未満」までの事業所が対象となります。

◆拡充内容 2: 賃金引上げ計画の事前提出を省略可能に

従来、賃金引上げ後の申請は不可（申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる）であったところ、令和 7 年 9 月 5 日から令和 7 年度当該地域の最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを実施していれば、賃上げ計画の事前提出が不要となります。

◆中小企業庁でも補助金拡充へ

中小企業庁においても、以下の補助金の拡充（対象の拡大、要件緩和等の措置）を行うこととしています。

- ① ものづくり補助金
- ② I T 導入補助金
- ③ 中小企業省力化投資補助金（一般型）

【厚生労働省「9 月 5 日から、事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業等を支援する「業務改善助成金」を拡充します」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63127.html

【内閣官房「最低賃金の引上げに係る支援策について」】

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/saiteichingin/index.html

編集後記: 毎日の暑さからやっと解放された感のある 10 月、近年、夏が長くなった分、秋が短くなってしまいました。過ごしやすいつこの季節ならではの楽しみをしっかりと満喫したいところです。さあたって手軽に楽しめるのは秋の食材でしょうか。宮城の郷土料理はらこ飯も既にシーズン突入ですね。ご当地互理の食事処までドライブするもよし、鮭、イクラなどを調達して自宅で楽しむのもよし、食欲は増すばかりですが、来る年末に向け、ここでしっかり栄養をつけておきたいですね。

Harmony通信

2025.10

#発行: 2025 年 10 月 10 日

#編集・構成: 合同会社 Melody



合同会社 Harmony

Harmony 社会保険労務士法人



Harmony 司法書士行政書士事務所

住所: 〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38 クラッセ上杉ビル 4F

TEL: 022-796-9231 FAX: 022-796-9232

